

令和3年第9回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時  
開催場所

令和3年9月13日（月） 午後3時00分  
岐阜市役所庁舎 6階 6-1大会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫  
酒井 勉 ・ 松野 芳正 ・ 野々村 貢 ・ 福田 正義  
河田 均 ・ 舘林 朋子 ・ 江崎 美咲 ・ 村木 多藏  
西垣 隆 ・ 林 安廣 ・ 高橋美穂子 ・ 梶下 信孝

欠席委員

清水 健吉 ・ 山口 貴範

議長

栗本 恒雄

農地利用  
最適化推  
進委員

伊原 道夫 ・ 酒井 秀男 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美  
永田 俊幸 ・ 林 俊朗 ・ 福井 恒夫 ・ 堀 美勝  
本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦

事務局

事務局長	横井 敬太	主幹	水野 昌子
副主幹	伊佐治伸一	主査	吉村 雅子
主査	高橋 伸和	副主査	岩垣 康弘
主任主事	片岡 美晴	主任主事	岡田 優希
主事	小野寺亜美		

関係者

経済部農林課	主査	近藤 晋司
経済部農林課	主任主事	宮本 一路
一般社団法人岐阜県農業会議	事務局次長兼総務課長兼農地・経営課長	堀口 浩

議 事

- 議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について
- 議案第45号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第46号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第47号 岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- 報告第32号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について
- 報告第33号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第34号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出受理の報告について
- 報告第35号 農地所有適格法人要件確認報告書について

議長

それでは、令和3年第9回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中17名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号16番高橋美穂子委員、議席番号17番梶下信孝委員の両委員、よろしく願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第44号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転4件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

水野主幹

それでは、議案第44号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、島及び合渡地区の申請は、使用貸借による権利の設定で、農業経営を開始する使用借人へ、畑を貸し出すものです。

2番、南長森及び北長森地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ、田を譲り渡すものです。

3番、茜部地区の申請は、所有権の移転で、農業経営の安定を図る譲受人へ、畑を譲り渡すものです。

4番、日置江地区の申請は、所有権の移転で、農業経営の安定を図る譲受人へ、田を譲り渡すものです。

3ページをお願いします。

5番、合渡地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を拡大する譲受人へ、畑を譲り渡すものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第44号について事務局から説明がありました。各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から御説明をいただきます。

それでは、1番、島及び合渡地区は、代表して村木多藏委員、お願いいたします。

村木委員

1番の申請は、農業経営を開始する借人へ、畑を貸し出すものです。

申請地では、枝豆を栽培される予定です。

借人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、2番、南長森及び北長森地区は、林明委員、お願いいたします。

林(明)委員

2番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

8月24日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では水稲栽培を行うとのことです。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、3番、茜部地区は、林安廣委員、お願いいたします。

林(安)委員

3番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4番、日置江地区は、江崎和浩委員、お願いいたし

ます。

江崎(和)  
委員

今回の申請は、農業経営の安定を図る受人へ、田を譲り渡すものです。

8月31日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地は、これまでも受人が耕作しており、引き続き水稻を栽培されるとのことです。

地元の取り決めなども十分承知されており、耕作状況も問題ありませんので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5番、合渡地区は、村木多藏委員、お願いいたします。

村木委員

5番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第44号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようでございますので、採決に入ります。

議案第44号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第45号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

水野主幹

それでは、議案第45号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

5 ページの総括表をご覧ください。

今回は、1 件、478平方メートルです。

6 ページをお願いします。

1 番、木田地区の申請は、貸駐車場及び資材置場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地の転用は原則不許可ですが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第45号について説明を受けました。

議案第45号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようでございますので、採決に入ります。

議案第45号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第46号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転3件使用貸借による権利の設定2件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

水野主幹

それでは、議案第46号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

8 ページの総括表をご覧ください。

今回は、5 件、合計8,204平方メートルです。

9 ページをお願いします。

1 番、常磐地区の申請は、所有権の移転により、駐車場及び伐採木一時置場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地の転用は原則不許可ですが、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないため許可し得るものです。

2 番、黒野地区の申請は、使用貸借による権利の設定により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設があるため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

3 番、合渡地区の申請は、所有権の移転により、農業用倉庫に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、地域の農業の振興に資する農業用施設として設置されるものであることから、許可し得るものです。

4 番、三輪地区の申請は、所有権の移転により、養鶏業鶏糞保管倉庫、管理事務所及び駐車場に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、地域の農業の振興に資する農業用施設として設置されるものであることから、許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、51ページに位置図を付けてございます。

右上の周辺図をご覧ください。転用される場所は、岐阜ファミリーパークの西に位置する北野阿原地内の農地です。

10ページをお願いします。

5番、三輪地区の申請は、使用貸借による権利の設定により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第46号について説明を受けました。4番、三輪山県地区の申請については、現地調査を行いました。それでは4番、三輪山県地区について、事務局から説明いたします。

水野主幹

今回の申請は、地区内で養鶏業を行う譲受人が、農業用施設の建設のため、農地の転用を行うものであります。

9月8日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、転用事業者である譲受人とともに、現地立会いを行いました。

立会いの際に、近隣への影響がないよう配慮することを確認しており、許可は問題ないとのことです。

以上でございます。

議長

それでは、議案第46号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようでございますので、採決に入ります。

議案第46号について、賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第47号岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について、令和3年8月19日付け、岐阜市経農第511号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。



宮本主任  
主事

議案第47号の内容を説明いたします。

今回は、4件の農用地からの除外の申出です。

13ページをご覧ください。

農用地からの除外で、田4筆で合計3,523平方メートルとなります。

14ページに、農用地区域から除外の申出があった4件の詳細が記載されておりますので、ご覧ください。

整理番号1は、方県地区、牛舎（堆肥舎）の建築の申出です。

整理番号2は、合渡地区、幼稚園駐車場の敷地拡張の申出で、整理番号3も、合渡地区、自己住宅の申出です。

整理番号4は、三輪地区、農家分家住宅の申出です。

17ページから21ページにそれぞれ位置図をつけております。

なお、15ページの（3）市町村検討調書に記載しておりますように、除外の申出のありました4件は、いずれも農業振興地域の整備に関する法律に規定された要件を満たしており、それぞれ周辺農地に影響の少ない場所として、申出地を選定されたものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第47号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言も無いようでございますので、採決に入ります。  
議案第47号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。  
議案につきましては、以上でございます。

議 長

続きまして、報告に移ります。  
報告第32号から35号について、事務局の説明を求めます。

水野主幹

それでは、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和3年8月に農業委員会事務局が受理を行いましたものを報告いたします。

21ページをお願いします。

報告第32号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について説明いたします。第3条の3の規定による、許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

22ページをお願いします。

今回の各地区別の届出は、51件、合計76,351.52平方メートルです。

続きまして、23ページをお願いします。

報告第33号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

24ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出の合計は、8件、合計2,975平方メートルです。

明細は、25ページから26ページです。

続きまして、27ページをお願いします。

報告第34号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

28ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出の合計は、78件、合計39,549.37平方メートルです。

明細は、29ページから48ページです。

続きまして、49ページをお願いします。

報告第35号農地所有適格法人要件確認報告書について説明いたします。

50ページをお願いします。

農地法第6条第1項及び施行規則第58条において、農地所有適格法人であって、農地を所有し、または他人の所有する農地を法法人の耕作に供しているものは、毎年、農地の所在地を管轄する農業委員会に報告しなければならないと規定されております。

令和3年8月末までに、7法人から提出されました報告書において、農地法第2条第3項本文及び各号に定める要件を満たしておりますので報告いたします。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議 長

御発言もないようでございますので、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後3時29分閉会を宣す。